

## 漁業信用基金協会に対する助成事業の抜本的見直しについて

### 1. 検討の経緯

- (1) (独) 農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）では、昭和 52 年度から「回収奨励金交付事業」として、前事業年度における信用基金への回収納付金額の 2% に相当する額を漁業信用基金協会（以下「協会」という。）へ交付してきた。しかし、協会が債務者からの回収のために債務者の現地に出向くことなどによって経費が発生しているものの、交付対象は実際に回収納付の実績があった場合に限られていた。
- (2) また、サンマ、秋サケ、カツオ、スルメイカなど、多くの魚種で過去に類を見ない不漁に加え、魚価の上昇も期待できない状況が継続することが見込まれることから、事故リスクも大幅に増加することが予想されており、協会が期中管理に取り組む重要性が増しているものの、これまで信用基金としては期中管理に係る助成は実施してこなかった。
- (3) 信用基金の第 4 期中期目標においては、保険事故率の低減及び求償権の管理・回収の取組みが求められており、保険事故を減らし、かつ求償権の回収に努めることは、漁業信用保証保険制度を維持し、漁業者等に対する円滑な融資を継続的に実現していくために不可欠である。
- (4) 以上のことから、協会に対し、令和 2 年度から、従前の回収奨励金に加え、協会における保証債務の期中管理や求償権の管理・回収の取組に要する経費の一部を助成する新たな事業を始めることとした。

### 2. 令和 2 年度以降の助成

回収奨励金に加え、各協会の経費のうち信用基金の事業に係る求償権の管理・回収及び期中管理の経費の一部を新たに助成する。

#### 【令和 2 年度の助成額】

○回収奨励金（継続）	1 2 百万円
○求償権の管理・回収に係る助成（新規）	3 3 百万円
○期中管理に係る助成（新規）	5 1 百万円
合 計	9 6 百万円

### 3. 助成金の配分の考え方

新たに行う助成については、

- ① 求償権の管理・回収に係る助成については、年間回収目標額の管理状況に応じて、
  - ② 期中管理に係る助成については、保険引受額や事故率の減少に応じて、
- それぞれ配分額を決定の上、協会に交付する。